

平成29年3月1日から

公共施設の登録手続きが便利になります！

これまで、市の公共施設を利用するには、施設毎に利用者登録が必要でしたが、一括登録手続きをしていただくと、対象施設すべての利用者登録ができるようになります。

今、体育館を使っているけど、これから市民センターや郷の音ホールも使いたい！

これから色々なスポーツ施設や文化施設を使ってみたい

すでに施設利用をされている方は、施設利用時に手続きができます。

一括登録いただくと対象施設すべての利用者登録ができます。



※現在、施設を利用している方で、利用施設に変更がない方は、手続きは不要です。

対象施設

	施設名	連絡先
文化施設	市 民 セ ン タ ー	フラワータウン市民センター 562-5555
	広野市民センター 567-0490	
	高平ふるさと交流センター 569-1811	
	藍市民センター 560-7551	
	ウツェィタウン市民センター 565-2443	
	有馬富士共生センター 566-1200	
	さんだ市民センター 563-2991	
	まちづくり協働センター 559-5155	
	総合文化センター（郷の音ホール） 559-8100	
複合施設	ふれあいと創造の里 568-4000	

	施設名	連絡先
有料公園	城山公園 563-5511	
	下青野公園 567-3085	
	小野公園	
	三田谷公園 562-1721	
	中央公園 565-4881	
	駒ヶ谷運動公園 565-7288	
	学園東公園	
	テクノ公園	

手続きは、上記施設等で（但し、小野公園、学園東公園、テクノ公園では手続きできません）。

- 従来通り、施設ごとに個別で利用者登録を行うことも可能です。
- 利用目的（営利等）によっては、利用できない施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください。